

該当法令 法2条第9号の2ロ	防火設備の内側に障子を設置する場合に制限はありますか？
<p>平成12年建設省告示第1360号第1第三号により、防火設備から内側に15cm以内の間に設けられた建具については、不燃材料としなければなりません。よって、当該告示で指定する防火設備の内側に障子等を設置する場合は、防火設備から15cmを超える位置に設置しなければなりません。</p>	